

国民健康保険システム標準化検討会 第2回合同WT
議事概要

【日時】令和7年8月7日（木） 15:00～16:30

【場所】オンライン開催（Zoom）により実施

【出席者（敬称略）】

（座長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

高橋 恭平	北海道保健福祉部健康安全局国保医療課	主任
高橋 怜也	仙台市健康福祉局保険高齢部保険年金課	主事（欠席）
亀山 剛	宇都宮市保険年金課国保税グループ	主任
寺島 勇次	宇都宮市保険年金課国保税グループ	主任
高田 萌香	宇都宮市保険年金課国保給付グループ	主事
山形 駿介	中野区区民部保険医療課	主事
夜久 平	中野区区民部保険医療課	主事
蒲生 琢仁	都城市健康部保険年金課	主事
清水 嘉寿恵	都城市健康部保険年金課	副主幹
坂元 祐介	都城市健康部保険年金課	主任主事

（構成員（ベンダ））

石川 博将	株式会社 RKKCS 第2システム本部 保険福祉システム部門 国保グループ チーフ（代理出席）
渡邊 毅	株式会社 TKC 福祉情報システム開発センター センター長
小林 大士	株式会社電算 開発本部 ソリューション2部
石田 淳一	株式会社両備システムズ 公共ソリューションカンパニー エリア・アカウントビジネス事業部 次長
石井 良介	行政システム九州株式会社 国保標準化移行推進部 部長
岩田 孝一	日本電気株式会社 社会公共インテグレーション統括部 政策・事業戦略グループ シニアプロフェッショナル
日高 健一郎	日本電子計算株式会社 開発統括部 担当課長（代理出席）
高見 幸司	富士通 Japan 株式会社 Public&Education 事業本部 住民情報サービス事業部 マネージャー

(オブザーバー)

米田 圭吾	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐
津田 直彦	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐
池端 桃子	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 地方業務標準化エキスパート
門田 大悟	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付主査
稲垣 嘉一	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐
加藤 秀和	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐
舘野 靖史	厚生労働省保険局国民健康保険課 課長補佐
伊藤 麻祐	厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係 係長
久保田 裕	厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係
菊地 貴文	厚生労働省保険局国民健康保険課
島添 悟亨	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
飯野 一浩	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

【次第】

1. 開会
2. 座長挨拶
3. 第2回合同ワーキングチーム
4. 事務局からの連絡事項について
5. 質疑応答
6. 閉会

【配布資料】

- ・会議次第
- ・出席者名簿一覧（第2回合同WT）
- ・【資料 No. 1】第2回合同ワーキングチーム
- ・【資料 No. 1 別紙 1】検討・課題事項一覧_国保
- ・【資料 No. 2】事務局からの連絡事項
- ・【別添①】ご意見一覧
- ・【別添②】標準仕様書【第1.5版】（案）
- ・【国保_令和7年度標準仕様書改訂第2回合同WT】方針等確認結果報告書

【ご意見概要】

＜「【資料 No. 1】 第 2 回合同ワーキングチーム」 P.13 納付書のレイアウトについて＞

●納付書のレイアウトに納付者氏名、税であれば義務者氏名を追加するのは理解できる。しかし、義務者氏名、納付者氏名を表示する場所は、税の標準仕様書を全て確認できているわけではないが、収納等では表示場所がもう少し下の方である。表示場所は、税などの納付書と合わせた方がよろしいかと思う。納付書に関しては、国保や後期や住民税だからといって業務が分かれるところでもない。ゆうちょ銀行への申請はレイアウトが同じであれば同一化でき、市町村の業務の手間も省けるため、ここは統一した方がよいと思った。（ベンダ構成員）

→揃っていた方が良いのはその通りかと思う。資料では後期の標準仕様書のレイアウトを参考として掲載している。網羅的にもう一度確認し、下部の方が適切という傾向が見られれば移すことも可能かと思う。レイアウト位置を下部に変更する場合、後期の標準仕様書にも連携をする。この対応を今回の改版に間に合うようさせていただきたい。

税の標準仕様書について急遽調べたが、おっしゃる通り下の部分に記載があった。介護の方が税の様式に倣うという記載があったため、国保も税に倣い位置調整の方向で検討させていただく。（事務局）

＜P.17 5（2）標準化期限後における適合基準日の考え方について＞

●今まで適合基準日は令和 8 年 4 月 1 日もしくは施行日だったが、令和 8 年 4 月 1 日もしくは事務を実施する日のどちらかになると整理をしている。すると様々な事務の実施日に合わせ、システムの実装が後ろ倒しになっていく認識でよいか。（構成員）

→適合基準については、徴収を開始する日が自治体によって違うこともあり、このような整理となったと説明があった。自治体ごとに実施日が違う事例があれば教えていただきたい。（座長）

→このページの記載は子ども・子育て支援金の対応に係るものののみか。例えば高額療養費の外来年間合算の計算を実施するときは、事務を実施する日のいずれか遅い日には該当しない認識でよいか。（構成員）

→適合基準日の規定については一旦、現状の国保標準仕様書上では子ども・子育て支援金のみになる。なぜかと言うと、これまで令和 8 年 4 月 1 日に向けて既存の国保制度に基づく機能要件を整理してきたというのが実態であり、既にあるものも含め令和 8 年 4 月 1 日

と規定してきた。子ども・子育て支援金に限るかと言われればそうではないという認識。高額療養費も8月に切り換えが行われる場合、高額医療費の計算は、レセプトデータが届く2ヶ月後にならないと算定は回せない。例えば施行日が令和8年8月で、算定の処理を行うのは10月になるケースの場合でも、8月までに市町村でその状態を扱えるようにしなければならない状況が起こる。この適合基準日については、市町村側に義務づけられた日付であり、この日付までに実装しないと標準準拠していないことになるため、ゴールテープが前に設定されてしまうケースがある。適用基準日を後ろに下げられるものは自治体の実態に応じて適用してもらうことで、標準化が済んでいない状況が生まれないようにしたいという趣旨である。そのため、システムのリリースについては、施行日までに実装が可能であればもちろん構わない。各ベンダにおける開発のスケジュール、子ども・子育て支援金は保険料の賦課に関する機能が含まれているため、6月の税が決定したタイミングで支払いを開始する市町村や7月から開始するところなど、必要なタイミングが市町村によって異なるということをどう標準仕様書の中で組み込んでいくのか、どう設定したらよいのかということで、デジタル庁とも相談した内容になっている。この日付については実装必須機能における各機能要件ごとに、日付をそれぞれ設定して形になってくる。算定自体、高額療養費の基準が変わった時、例えば限度額適用認定証を新しい区分で発行する場合はおそらく8月から必要である。高額療養費の計算は2ヶ月後から必要なため、それを介護合算で使うときは翌年度の冬あたりまでといった形で機能要件として必要なタイミングが異なる。システムの開発状況と、市町村において法律上の規定に則した内容を実施できる時期を設定することが前提。実態は市町村ごとに多少異なると考えており、どちらかということ市町村に対して柔軟な機能、適合基準日となるような趣旨である。(事務局)

→今までは8年4月1日が新たに追加されたもの以外のほとんどの業務において締め切りになっていたが、今後はそれぞれの業務において、実際に必要になるときまでにシステムを実装しておけばよいという整理でよい。(構成員)

→新制度で規定する機能についてはそのようにして参りたいと考えている。(事務局)

→事務局から事前にデジタル庁とも確認して調整をしたとあるが、何かデジタル庁からもコメントはあるか。(座長)

→事務局から説明があった通り。基本的に賦課業務におけるシステム計算の際、実際の法施行より後にシステムとして利用するような事例や、そういった場合の相談と考えており、全業務において新たに追加するもの全てに適用されるかということそういうわけではない。事務局の説明通り、法改正において新たに追加になり、さらに考慮が必要な場合においては記載がされるものと認識している。(デジタル庁)

＜「【資料 No. 1】第 2 回合同ワーキングチーム」 P. 11 （１）口座振替不能通知書の帳票レイアウトの追加について＞

●事務局より、はがきのレイアウトの追加について 2 点提案があった。案 1「はがき様式は追加をしない」、案 2「納付書付はがき様式を標準オプションの帳票レイアウトとして追加する」の 2 案について、構成員の皆様にご意見をいただきたい。（座長）

→まず口座振替不能通知書のはがき様式について。こちらは標準化前に実際にやっているとありますが、今回標準オプションとして追加するか否かというところ。追加しないとなると扱いは実装不可機能になるが、そうすると団体が困るのではないかと。間をとって標準オプション機能として追加するのがよいと思う。しかしレイアウトまでそれで規定するのはまた別の話になると思うが、実装不可機能になることは避けた方がよいのか。

また、納付書のレイアウトに納付者氏名を追加することについては、追加する方向でよいと思う。今年 1 月、総務省の地方税における QR コードの規格に関わる検討会でゆうちょ銀行の審査基準資料が出ており、判子のすぐ上に名前が来ていた。先ほど意見のあった納付者の氏名の位置の内容で特に差し支えないと思う。（ベンダ構成員）

→口座振替不能通知書のレイアウト追加について、他の構成員からもご意見いただきたい。（座長）

→ベンダの意見で言うと、税の標準仕様書には納付書付きの口座振替不能通知兼納付書という形で定義もされており、口座振替不能通知書は国保の業務に限らないものであるため、他業務との横並びで考えても案 2 でよいと思う。（ベンダ構成員）

→当市の場合、口座振替不能通知書は作っていない。不能になった場合は、後日督促状等を発送することになっている。（構成員）

●こういう形で通知書も出しておらず、そこで納付をすることも現行の業務ではやっていないため特に必要ないというお考え。口座の振替が不能になるものは、届けられた口座番号等が違っている場合、または口座にお金が入っていないと引き落としができなかった場合ということで、口座振替の際は毎回どのくらい不能になるのか。（座長）

→納付の担当ではないため、今すぐには全体のパーセントは出てこない。（構成員①）

→担当者が不在のため今は分からない。（構成員②）

→担当が出席しておらずお答えできない。（構成員③）

→事務局より2案提示していただいた。ベンダも含め発言いただいた意見だと、実装不可にならないように標準オプションとして整理をした方がよいのではという意見が多かった。案の1・2については改めて意見をいただくことになるか。(座長)

→このまま規定しないと確かに実装不可機能になるため、帳票を出力したらいけないという話になるのは事実としてある。案2を採用してオプションにすれば、使う・使わないは別として使うところにとっては使える。実際に使っていないところもあるということで、督促の話を持ち出した上で督促状だけ送ればよく、督促状が出た理由を示す口座振替不能通知については一緒にしなくてもよいかというところが、今回の議題の出発点。実際使っているところが全国意見照会の意見も含めて存在していることを踏まえると、案2でオプションの機能として追加したいと思う。その上でレイアウトについて、今も納付書部分は参考様式ではあるが特殊な様式のため、あまりその開発や市町村の運用を縛るのも好ましくないため、レイアウトまで示すかどうかは1回考えさせてほしい。ご意見にもあった既に使っているユーザーがいるというところで、使用している様式と我々の様式が違ったときにベンダ側に負荷が発生してしまうため、様式まで示すかはなるべく影響が出ないよう様式までは示さず、出力機能はオプションとするような形で検討してもよいかと思う。意見を踏まえて再整理させていただきたい。(事務局)

＜「【資料 No. 1】第2回合同ワーキングチーム」P.14 (2) 納付書レイアウトに関する追加見直しについて＞

●資料4-2の納付書レイアウトの見直しについて、対象の帳票が13帳票で数が多いが、納入者・納付者の名前を税の関係等に合わせた形で、レイアウト上の位置も含めて合わせていきたいという意見、発言があったが、納付書のレイアウト見直しをすると数も多く工数にも関係してくる。何か事務局から追加の説明や発言はあるか。(座長)

→対応数が多いが、同様の帳票のQRあり・なしや、カク公・マル公という様式のバリエーションの問題である。作業として、レイアウトを直すにあたっても同様の作業のため、全く問題なく対応出来ると考えている。(事務局)

以上